

令和7年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

同意第 1 号	副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第 2 号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
同意第 3 号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
承認第 3 号	令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
承認第 4 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・	13

同意第 1 号

副広域連合長の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 4 項の規定に基づき、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	愛知県津島市百島町字居屋敷 73 番地
氏 名	日比 一昭（ひび かずあき）
生年月日	昭和 28 年 3 月 30 日

令和 7 年 7 月 28 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、日比一昭氏（津島市長）を選任するため、議会の同意を求めるものである。

同意第 2 号

監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、識見を有する者として、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	岩倉市下本町天神塚 77 番地 1 シャトレ愛松岩倉 404 号室
氏 名	船戸 淳 (ふなと じゅん)
生年月日	昭和 30 年 2 月 4 日

令和 7 年 7 月 28 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任される委員の任期が令和 7 年 8 月 22 日に満了となるため、次期委員として船戸淳氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるものである。

同意第 3 号

監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、広域連合議会の議員のうちから、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

住 所	愛知郡東郷町大字和合字前田 15 番地
氏 名	高木 佳子（たかぎ けいこ）
生年月日	昭和 38 年 10 月 26 日生

令和 7 年 7 月 28 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、広域連合議会の議員のうちから選任される委員として、高木佳子氏を選任するため、議会の同意を求めるものである。

承認第3号

令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)の専決処分について

令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和7年7月28日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

資格確認書の暫定運用延長の周知を含め、マイナ保険証の利用促進を図ることを目的として、国の要請により全被保険者宛てに厚生労働省が作成する制度周知用リーフレットを送付するため、当該費用に係る予算措置を令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)として専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同
法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月17日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 長 坂 尚 登

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第 1 号）

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1
号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		237,773	125,180	362,953
	1 国庫補助金	237,773	125,180	362,953
歳入合計		2,487,678	125,180	2,612,858

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,201,996	125,180	1,327,176
	1 社会福祉費	1,201,996	125,180	1,327,176
歳出合計		2,487,678	125,180	2,612,858

承認第 4 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例
の一部を改正する条例の専決処分について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 28 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

国家公務員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）の施行等を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月17日専決

愛知県後期高齢者医療広域連合長 長 坂 尚 登

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第7条」に、

- 「
第2章 内国旅行の旅費（第14条—第26条）
第3章 外国旅行の旅費（第27条—第37条）を
第4章 雑則（第38条—第40条）」
「
第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第19条）に改める。
第3章 雑則（第20条—第29条）」

第2条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同項第7号中「が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、」及び「一時その住所又は居所を離れて」を削り、同号を同項第5号とし、同項第8号を同項第6号とし、同項第9号中「扶養親族」を「家族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「同じ。）、子」を「この号及び次号において同じ。）、子（配偶者の子を含む。）」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第11号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

- (10) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において」を「が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「旅費の範囲内」を「旅費額の範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「第13条」を「第23条」に、「旅行命令等」を「この条及び次条において旅行命令等」に改め、同条第3項中「等を変更する」を「等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

第5条第1項中「公務の」を「公務上の」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「で、その」を「でその」に、「もの」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「当該旅費」を「当該旅費又は当該金額」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相

当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第7条とする。

第13条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 旅客運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（広域連合長等（広域連合長等に随行する職員で任命権者が広域連合長に協議して定めるものを含む。以下この条から第11条までにおいて同じ。）に限る。）

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項

に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。)
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(広域連合長等に限る。)

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 座席指定料金

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 陸路(鉄道を除く。)による旅行に要する費用で次に掲げるもの

(次号において「車賃」という。)の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する旅客運賃又は料金 当該旅客運賃又は料金の額

イ 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用 1キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して規則で定める額

ウ 道路又は駐車場の料金(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により道路又は駐車場の料金を必要とした場合に限る。) 当該料金の額

エ アからウまでに掲げる費用を除く移動に直接要する費用として規則で定める費用

(2) 車賃を除く移動に直接要する費用として規則で定めるものの額
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して広域連合長等又は一般職員の区分に応じて規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号アからエまでに掲げる各費用並びに同条第2号に規定する費用に付随する費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他旅行に必要なものとして規則で定める費用の額の合計額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任（新たに採用された職員の赴任については、規則で定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第1項において同じ。）に伴う転居に要する費用（同項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道費、船賃、航空費、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の額の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第6号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して規則で定める定額とす

る。

第3章を削る。

第38条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条を第26条とし、第4章中同条の前に次の6条を加える。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第5号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(帰住者の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。ただし、旧在勤地から当該職員が旧在勤地に赴任する前の在勤地までの前職務相当の旅費の額を超えることができない。

2 前項の場合において、退職となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が広域連合長に協議して定めるものとする。

(外国在勤の職員等の旅費)

第24条 外国在勤の職員（赴任のために外国旅行をする職員を含む。）又はその遺族には、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める国家公務員等の例に準じて任命権者が広域連合長に協議して定める旅費を支給する。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1号イに掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号並びに第12条第1号ア、ウ及びエに掲げる各費用並びに同条第2号に規定する費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第39条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に、「又は船員法第48条」を「若しくは船員法第48条」に、「旅費又は」を「旅費若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。
第39条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第40条を第29条とする。

第4章を第3章とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第28条の規定は、新条例又は新条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

